

東京農業大学 学術情報センター【オホーツク】利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京農業大学生物産業学部教育研究情報センター規程第9条に基づき、教育研究情報センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 センターを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学学生（以下「学生」という。）
- (2) 本学職員（以下「職員」という。）
- (3) 特にセンター長の許可を受けた者。

(利用時間)

第3条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の利用時間は、業務等の都合により、変更することがある。

(休業日)

第4条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 法人が定めた職員の休日。
- (2) 大学又はセンターの都合により、休業を必要とするとき。

2 前項の休業日は、業務等の都合により、変更することがある。

(利用)

第5条 利用者は、センター所蔵の図書等の資料（以下「図書等」という。）及びセンターの利用者用機器・設備を所定の手続により利用することができる。

(貸出)

第6条 利用者は、帯出を認められた図書等の館外貸出を受けることができる。

2 図書等の貸出冊数及び日数については、別に定める。

第7条 図書等を貸出しようとする者は、利用者カードを提示し、所定の貸出手続を取らなければならない。

第8条 次の資料は、原則として貸出を認めない。

- (1) 食重資料。
- (2) 辞書、事典、年鑑等の参考資料。
- (3) 学術雑誌。
- (4) 新聞。
- (5) 視聴覚資料（VTR、マイクロフィッシュ等）。
- (6) 電子的情報資料（DVD、CD-ROM、フロッピー・ディスク等）。
- (7) その他特に指定した資料。

(転貸)

第9条 借受けした図書等は、借受者が保管の責任を負い、他に転貸することはできない。

(返却)

第10条 貸出した図書等は、必要により貸出期限前であっても返却させることがある。

第11条 利用者は、次の場合、借受けした図書等を直ちに返却しなければならない。

- (1) 職員 本学における身分を失ったとき。
- (2) 学生 卒業、退学、休学又は停学。
- (3) その他 センター長の許可を取り消されたとき。

(予約及び再貸出)

第12条 利用者は、借受けようとする資料が貸出中のときは、予約を申し出ることができる。

2 借受者は、現に借受けている資料が予約されている場合を除き、再貸出を受けることができる。

(返却の督促及び貸出停止)

第13条 第6条第2項の貸出期間を経過後において、資料を返却しない者に対しては、督促を行うものとする。

2 前項に規定する者に対しては、当該資料が返却されるまでの間、

及び返却後一定の期間、新規の貸出しを停止することができる。

(食重資料の利用)

第14条 食重資料の利用については、センター長の許可を得なければならない。

(複写)

第15条 利用者は、著作権法の範囲においてセンター所蔵の資料の複写を行うことができる。

2 次のものについては、複写することができない。

- (1) 著作権法に抵触するもの。
- (2) センター長が不適当と認めたもの。

3 複写に伴う著作権に関する一切の責任は、利用者自身が負う。（センター外図書支出による購入図書等の取り扱い）

第16条 研究室等のセンター以外（以下「部局」という。）の図書支出により購入した図書等については、センターでの仮登録の後、該当部局への無期限長期貸出扱いとする。

2 部局への無期限長期貸出図書等の取り扱いは、別に定める。

(レファレンス・サービス)

第17条 利用者は、次のレファレンス・サービスを依頼することができる。

- (1) 図書等の利用指導。
- (2) 図書等の所在、所蔵についての調査及び援助。
- (3) 文献並びに情報検索についての調査及び援助。

(相互利用)

第18条 利用者は、センターに所蔵していない資料について、所定の手続により他図書館等との次の相互利用サービスを受けることができる。

- (1) 紹介状の発行。
- (2) 資料の借用依頼。
- (3) 資料の複写依頼。

(弁償)

第19条 利用中の資料・機器・施設を紛失、毀損又は汚損した場合は、直ちにセンター長に届け出て、センター長の指示に従い、現物又は相当代金を弁償しなければならない。

(遵守事項)

第20条 センターを利用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) センターの定める規程、内規注意事項等に従うこと。
- (2) 他の利用者に迷惑もしくは損害を与える行為をしないこと。
- (3) 飲食、喫煙をしないこと。
- (4) 施設・設備及び資料等を紛失、毀損又は汚損しないこと。
- (5) センター職員の指示に従うこと。

(罰則)

第21条 この規程に違反した者に対しては、センターの利用を制限又は停止することがある。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、センターの利用について必要な事項は、別に定める。

